

【用語】仕法—しかた、方法 卍—用意すること 手当—準備すること
と 龜賄—そまつな食事 直安—安値 卍理—わきまえて処理すること
と 専一一第一 自然—万一 勝手次第一—思うまま 諸色—物価、いろいろな品物 火方・郷目附—前橋藩の役職、防火・治安などの取締り役 郷宿—城下町にある百姓宿

【解説】城下町前橋は、明和四年（一七六七）閏九月、藩主松平朝矩ともちかの川越移城で衰退していたが、幕末の横浜開港による生糸貿易の隆盛と、慶応三年（一八六七）三月の松平直克なおかつの帰城によつて再び活況を呈してきた。

この文書は、藩主帰城後の同年七月、藩役所から前橋城下の町宿六軒へ申し渡した条項の写である。ここでいう町宿とは、一般の旅籠屋はたごやを指すのではなく、領内の村役人らが訴願等の公用で藩役所へ出向した際に泊まる郷宿（百姓宿）を意味している。内容は、城下に不案内な者へは懇切に案内すること、雨天の際には雨具を用意すること、訴願・届などの手続がわからない者には町宿が代行すること、弁当や食事は安価に世話することなど、いわゆる村役人らに対する町宿の接遇心得を指示したものである。藩役所がこのように町宿六軒を指定し、その心得を取り決めたのは、おそらく藩主帰城による領内村々からの訴願等を円滑に処理し、民政の安定を図るねらいもあつたものと思われる。

なお、江戸では地方から訴訟・裁判で出府した者の宿のことを公事宿こうじゆくといい、宿の主人は訴状の作成、訴訟手続の代行、差紙や諸書類の送達、訴訟の弁護など、訴訟事務を補佐することが公認されていた。